

令和6年第12回農業委員会議事録

令和6年12月25日

長瀬町農業委員会

令和6年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年12月25日
開催年月日 令和6年12月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時28分 事務局長 常木 真人
会 長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
7	井上ゆかり		第2区域 坂上 健司
8	山口 俊司		第3区域 須賀 勤
9	齊藤喜久夫		第4区域 野口 稔

○欠席委員 な し

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太
主 任 野原 靖子

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請3件について
- (3) 農業経営基盤の強化促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について
- (4) その他
 - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。

(午後 時 分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長からご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

大分インフルエンザが猛威を振るって、週ごとに倍々で増えているような状況だそうです。気をつけるにも限界がありますけれども、マスクはかなり効果が高いようですので、いろいろ工夫していただければなというふうに思っております。空気も乾燥していますので、火の元なんかも注意していただきたいなというふうに思います。

第12回ということで、令和6年の最後の農業委員会となります。この1年、様々な農業委員会業務につきましてご理解とご協力をいただきまして、本当にスムーズに実施できたのではないかなというふうに思います。改めまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

それから、お手元にもあるんですが、1月15日に郡市協議会の研修会が計画されております。準備段階で、各市町の農業委員会長さんとお話しした中で、ちょっと情報交換もうしばらくやっていないのでやりたいですねという話が出て、終わってから、同じホテルですけれども、懇親会を計画させていただきますので、ご都合のつく方はぜひ出席のほうをよろしくお願いいたします。小川さんに聞いたら、車のほうは役場のほうで手配するということですので、懇親会に出られる方はよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、12回の農業委員会、お世話になります。よろしくどうぞ。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ごめんなさいね。ちょっと声が通らないので。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 初めに、議事録署名人の指名を行います。

11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に11番、野原重信委員、12番、島田暁委員を指名いたします。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題とします。

こちらで。堀口さんの案件なので、退席をお願いしたいと思います。

農地法第3条、番号1、堀口栄一氏所有の農地を堀口登氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字長瀬1504番地、堀口登さん。譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字長瀬1518番地、すみません。1が抜けています。1、堀口栄一さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字下梁瀬1472番1、地目は畑、面積は601平米の1筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上長瀬区内、上長瀬駅から東に約150メートルにある場所です。

次に、申請者の状況ですが、現在、堀口登さんは長瀬町で323平米の農地を所有しております。堀口さんは、上長瀬にありますそば処勉強屋、バーベキューセンターを奥様、息子夫婦とともに営んでおり、近くではユズ、ビワを栽培しております。農業従事者は本人です。年間農業従事日数は180日ということです。

次に、資金計画は、土地購入費、こちら301万円となっているんですが、こちらのほうは10アール当たりの土地購入費となっておりまして、今回の601平米の購入資金につきましては180万円となっております。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑で、面積は601平米、利用状況につきましては、すみません。こちら休耕中となっておるんですけども、除草等の管理はされており、梅も既に植えられております。作付品目につきましては、現在は、今後植えるのは梅ということになります。ユズとビワと梅。

次に、農地の状況ですが、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

なお、すみません。担当推進委員が参与案件のため退席している堀口委員となるため、農業委員の説明のみとさせていただきます。よろしくお願いします。

○12番島田 暁委員 12月20日に事務局の野原さんと現地確認に行ってきました。

場所は、先ほどあったように、上長瀬の駅から東側に150メートルぐらいのところにあります。

現地なんですけれども、譲受人の堀口様の自宅約80メートルぐらいのところにあります。また、自分で経営している長瀬溪谷バーベキューセンターというのがありまして、そのすぐ直前の土地になります。現状は斜面になっているんですけども、梅の幼木が5本植えてあります。今後なんですけれども、空いている土地に何か植え、管理を予定しているとのことでした。何かいいものがあれば教えてくださいということも言われております。

また、この堀口さんなんですけれども、公図の中にある右側の土地もあるんですけども、こ

れがちょっと近所の人の所有の土地なんですけれども、ちょっとおばあちゃんだということで、雑草除去も堀口さんが一緒に行っているということでした。譲渡人の堀口さんのほうもやっぱり草刈りをして管理はしているんですけれども、近年作業も難しくなってきたので譲渡を決めたということでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

◎議案第2号 農用法第5条の規定による許可申請

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3件について議題とします。

農地法第5条、番号1、堀口栄一氏所有の農地を堀口幸久氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、長瀬町大字長瀬1518番地1、堀口幸久さん。譲渡人、住所・氏名、譲受人と同様で堀口栄一さん。栄一さんと幸久さんは親子になります。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字上梁瀬1519番1、地目は畑、面積は194平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上長瀬区内、ながとろホールから道路を挟んで東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、自己用住宅を建築するため親に相談したところ、申請地の提供を受ける運びとなりました。希望である実家の周辺であり、資金計画のめどがついたので、

住宅を建築しようと思い申請しましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図、立面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費はなし、造成費449万5,784円、建築費2,359万1,349円、その他諸経費190万4,100円の計2,999万1,233円で、融資資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、幹線4号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

なお、議案第1号と同様に、担当推進委員が参与案件のため退席している堀口委員となるため、農業委員の説明のみとさせていただきます。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 こちらも12月20日に事務局の野原さんと現地確認に行ってきました。

場所は、国道140号線の上長瀬駅信号を西に曲がって50メートルぐらいのところにあります。

今回の申請は、推進委員の堀口さんと同居の息子さんが実家の隣に新居を建築するための申請になります。現状は、実家の西側に隣接しており、空き地と古い小屋があります。また、公図を見てもらうと分かるんですけども、ちょっと変形した土地になっておりますが、現在宅地になっている土地と合わせてこういう地形になっています。

この配置図を見ていただきますと、車が左側に止まっていますけれども、これが向いているほうが西側になるんですけども、その西側に面しているのが5.5メートルの道路になります。今回は、小屋を取り壊して新居建築になりますが、特に問題なさそうですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで堀口委員に入っていただきたいと思います。

それでは、農地法第5条、番号2、志村まさ江氏所有の農地を雨宮淳氏が自己用住宅の敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 番号2、譲受人、住所・氏名、長瀬町大字岩田268番地5、雨宮淳さん。譲渡人、住所・氏名、長瀬町大字岩田477番地4、志村まさ江さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字岩田字大境268番6、地目は畑、面積は7.45平米の1筆です。転用の目的は、自己用住宅の敷地拡張となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、岩田区内、エルダーホームながとろの道路を挟んで西側にある場所です。

次に、申出の事由ですが、今般、母屋等及び塀の取壊しを行い、以前取得した268番4、269番5を一部使用して母屋を新築しましたが、イノシシや鹿などが山から頻繁に下りてくる害獣被害が非常に多い地域のため、家や敷地内に侵入される被害がないように、新しく塀及びフェンスを設置し敷地を囲いました。その際、上記土地は農地ですが、位置が自宅前にあるため、また、とても耕作が行える面積及び形状ではないほか、農地法の許認可につきましても詳しくなかったため、害獣被害に遭わないよう一部横切る形で塀を設置してしまいました。今後は同じことがないよう、農地の場合は農地法の申請許可後に施工するよう気をつけたいと思います。以上のことから、上記土地を住宅敷地として使用したく申請しますのでよろしくお願いしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

こちら分かりにくいですが、赤く記されているところが今回の転用地になります。

次に、資金計画ですが、土地購入費7万円で、資金調達方法は自己資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道幹線35号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

9番、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○9番齊藤喜久夫委員 20日の午前中、事務局の野原さん、推進委員の野口さんと3人で現地確認を行いました。

その土地はよく知っている土地で、以前お父さんが自宅を建てたんですけれども、そのときから自宅への通路の一部として使っていて、今回新築をして公図取ったら農地だったということで判明したみたいな感じです。面積も少ないし、もう既に30年以上たっていますので、農地に戻すのは難しいと思いますので、転用やむなしと考えております。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、野口稔委員の説明をお願いします。

○野口 稔委員 12月20日に事務局の野原さんと農業委員の齊藤さんと現地確認を行いました。

先ほど齊藤委員のほうからあったとおり、もう見た感じも現状今使われているので、齊藤さんのとおり、自分もそうかなと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 野口稔委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条、番号3、中川敏行氏所有の農地を栗原一浩氏、栗原幸子氏がカフェ店舗兼自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号3について説明いたします。

譲受人、住所・氏名、東京都練馬区早宮2丁目21番21号、栗原一浩さん、栗原幸子さん。

譲渡人、住所・氏名、埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1471番地1、中川敏行さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字走り内519番1、地目は畑、面積は627平米の1筆です。転用の目的は、カフェ店舗兼自己用住宅となります。権利の内容は所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、井戸中郷区内、井戸地区公園から北側約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、以前より申請地の近傍地にてカフェ店舗経営と私どもが居住する建物の敷地を探しておりました。そうしたところ、今回の申請地の存在を知り、申請地を譲り受ける運びとなりましたので、転用目的の敷地として利用したく申請に至っておりますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地購入費480万円、建築費2,130万円の計2,610万円です。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道幹線35号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

6番、鈴木智子委員の説明をお願いします。

○6番鈴木智子委員 12月20日に、事務局の野原さんと現地の確認に行っていました。

場所は、農地パトロールでも度々問題になっていて、もう耕作がかなりされていない荒れた土地になっておりまして、周りの土地も山林化が進んでいるようなところが多く、かなり

場所的には暗い感じのするような場所なんですけど、そこにカフェを建てるということで、土地的には隣のお家とも隣接しているということもあるので、いろいろ問題が起こらないようにやっていただければいいのかなと思います。ただ、大きな木も生えていたりですとか、いろいろと手入れをしないとちょっと使えないような感じでもありますので、始めるにしてもちょっと時間もお金もかかるのかなというふうに。

近所には、水管橋が近いものですから、水管橋のところにあるセラヴィというホテル、そういうところもありますし、多分キャンプ場関係のお客さんを狙ったカフェなのではないだろうかと推測されます。ドッグランなんかもありますし、あと、この後ろの公園見ていただいて、車止めがあるところの前の道が細いんですけども、通学路にもなっている場所なんですけど、通学するにも結構暗い道だったりとかしますんで、人の目があるような形になるというのはいいことでもあるのかなというふうに思います。ご審議のほどお願いします。

○議長 鈴木智子委員の説明が終わりました。

続きまして、担当地区推進委員、野口稔委員の説明をお願いします。

○野口 稔委員 20日、事務局の野原さんと2人で現地確認を行いました。

先ほど鈴木委員のほうからあったとおり、県道を皆野方面に走って行って、オートキャンプ場の入り口のところを下に下りて行って、30メートルか50メートル右に曲がったところの農地になります。

農地はもう荒れていて、農地はできないんじゃないかなということが考えられます。周辺の農地にも影響がないということから、転用はやむなしと思います。先ほどあったとおり、ドッグランとかそういうのができればまた活性化も図れるのではないかなということで、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 野口稔委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

地域計画の中で、野原さんの意見は。

○事務局 ここに関してはちょっと回答もなく入れていないので、問題ないかと思います。

○議長 大丈夫。周りが農地だからね。

○事務局 周りはもうね……

○事務局 宅地だった……。

○事務局 宅地なんですよ。なので、向かいには農地があるんですけども、荒れているよりは開けて明るくなっていいんじゃないかと。この人たちがね、菜園って後ろに書いてあるの

で、向かいとかの耕作放棄地で何か畑を広げてもらえればなということで望みを。

以上です。

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 ほかに質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

◎議案第3号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について

○議長 続きまして、議案第3号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 長瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について説明いたします。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正があり、町でも長瀬町農業経営基盤強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画を策定する必要があるため、町で作成するに当たり農業関係者及び関係機関に意見照会をしているものです。農業委員会にもそれで依頼が来たものであります。農業委員会の回答といたしましては、こちらについて、「意見なし」もしくは「意見あり」で回答することになります。私の説明の後には、詳細な説明について野原さんより説明させていただきますので、各委員の皆様には説明後に質疑応答など発言していただき、その後採決となります。

それでは、説明をお願いします。

○事務局 まず初めに、ちょっと修正をしていただきたい点が2点あります。

まず、地域計画の一番上の四角で囲っている中の目標年度なんです、こちら11年度としているんですが、15年度、ちょっと埼玉県の目標年度と合わせたほうがいいという指摘があ

ったので、15年度に修正させていただきます。

裏面めくっていただいて、大きい4番のところにも一応、右のほうですね。10年後で目標年度、これは16年って書いてあるんですけども、今年度から、今年度策定すると16年になるんですが、これも県と合わせて15年度が目標年度となりますので、この2点をちょっと修正をお願いします。

引き続き説明に移らさせていただきます。

地域計画で、策定年月日については、令和7年3月、こちらを予定しております。目標年度、令和15年度、市町村名は長瀬町、地域名、こちらは井戸地区の中の上郷・井戸・中郷地区となります。

地域計画の区域の状況というところで、区域内農業用地等の面積は20ヘクタールで、①番も同じ20ヘクタール、そのうち田んぼの地目となっているのが2ヘクタール、畑の地目となっているものが18ヘクタールで、アンケートの結果を基に、4番ですね。区域内において規模縮小など意向のある農地の面積、こちらが3ヘクタール、⑤区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計、こちら5ヘクタール、区域内における75歳以上の農業者の農地面積合計5ヘクタール、そのうち後継者不在の農業者の農地面積の合計2.6ヘクタールとなっております。

(2)で、地域農業の現状及び課題。

まず、地域の基礎的データとして、この地域には認定農業者が3名で、基本構想水準達成または直売所出荷農家、こちらが4名います。自家消費の農家17人、こちらの17人に関しては地権者向けに行ったアンケート結果に基づいております。主な作物としては、露地野菜、ブドウ、柿、栗などです。

話合いで出たものをまとめたんですが、地域の現状・課題といたしまして、自給的農家の中には75歳以上で後継者が決まっていない農地もあるため、担い手等の確保が必要である。耕作はしておらず、管理のみの農地は管理も難しくなっており、受け手がいれば借りてほしいという地権者が多い。農地が分散している場所は集約が難しい。相続により所有者が町外にいる農地については、耕作放棄地となっている箇所もある。川、山が近いこともあり、農作物の有害鳥獣による被害もある。

(3)地域における農業の将来の在り方。

こちらについては、販売農家のうち半数以上が規模拡大を行ったため、今後については現状を維持していく意向。果樹を栽培している農業法人については、施設野菜、施設果樹での

拡大意向はあるが、労働力の確保に苦慮しているため、求人募集や研修生の受入れを積極的に行い、労働力の確保ができ次第、集約・集積も行っていく意向。自給的農家の中には75歳以上で後継者不在の農地もある。今後については、第三者への農地の貸付け（事業継承）についても支援を行っていく。農業のほかに、キャンプ場やラフティングなど観光関連の事業もあり、人の流れがあり、活気がある地区である。ここ数年では分家住宅の建築や移住により若いファミリー層も若干ではあるが増えているため、まずは家庭菜園と自作も含めて多様な農用地利用を行い、耕作放棄地を発生させないように努めていく。

裏面ですね。大きい2番、農業の将来の在り方について、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標。

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針といたしましては、規模拡大意向のある農業者に対しては効率的な利用ができるよう集約化を努めるとともに、自作も含め多様な担い手による農用地の利用を目指す。担い手の農地の集積に関する目標として、現状の集積率、こちらが19.5%、最初に挙げた認定農業者と水準達成及び直売所出荷の農家の面積をこちらに入れていきます。将来目標とする集積率に関しては22.5%、農用地の集団化に関する目標、規模拡大の意向がある農業者に対しては、効率的な経営ができるよう農地の確保を支援する。後継者のいない農地は、地域内だけでなく町外、農業以外からの参入等の相談があった際には地権者につなげていく。

大きい3番です。農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するために取るべき必要な措置。

（1）農用地の集積・集団化の取組。中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方法。農業者に対して農地中間管理機構の利用について周知を行い、農地中間管理事業の活用につなげていく。

（3）基盤整備事業への取組。現時点では基盤整備は見込んでいない。今後は、農業者等の意向も聞き取り、要望があれば検討していく。

（4）多様な経営体の確保、育成の取組。秩父地域振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外からの多様な経営体の参入について調整、検討し、相談があった際には積極的に支援していく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農業作業委託の取組。現時点では、対象となる作業委託は見込んでいない。

4 番ですね。地域内の農業を担う者一覧、こちらのほうに 6 名挙げさせていただきました。公表の際にはこちら名前は伏せた状態になりまして、地図上の色分けと経営面積、あとは経営の作物のみ載せる形になります。

こちらの担う者一覧の地図上の番号として振られている 1 から 6 までなんですが、次のページの地図ですね。こちらのほうに一応、1 番、イノウエさんが水色、2 番、鈴木ヒデユキさんがオレンジ色、3 番のぶどう工房 O I K O S さん、紫色。利用者として、鈴木ヒデオさんが緑色、利用者としてウメザワヒロシさんがピンク色、利用者として鈴木キヨシさんが黄色。一応こちらに関しては、アンケートだったり当日の話し合いで意向が聞けた方のみ色を載せています。

5 番は特にないので飛ばしまして、6 番の目標地図としまして、この地図の説明をさせていただきます。色づけがされている部分に関しては、この先も農地として耕作、しっかり管理をしていってくれと意向を聞けた方の部分を色塗りしています。そのほか、真っ黒で塗られている部分は、農地以外の場所ですね。宅地だったり山林になっている場所です。赤で囲ってある場所に関しては、アンケートは返ってきたんですけども、話し合い等には参加していないので、詳しい意向が聞いていません。なので、今回の計画の中には位置づけていませんが、今後検討していく農地として公表したいと思います。それ以外の地番が振られて何も囲われていない農地は、アンケートの未回答の農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 ご案内のとおり、経営基盤強化の促進に関する計画で、地域計画の策定が義務づけられました。長瀬井戸地区 1 か所で策定を推進しまして、その頑張りで一応地図まで落とすという忙しいの中でよく協力していただいたなというふうに思っています。主たる担い手の方が何人か入っていただいたので、取りあえず格好はついているのではないかなという感じがします。あとは随時見直していけばいいので、スタートラインに立つことができれば地域計画としては申し分ないかなと思いますので、皆さんのほうからご意見なりご質問がありましたらお願いいたします。

はい。

○須賀 勤委員 認定農業者とか大体これひとり？作業自体は現実的にどのぐらいいるんだろう。

○事務局 認定農業者、イノウエさんに関してはメインでやっているのが多分家族の中の奥さん、息子さんがメインで、それ以外にもそういうジャガイモ掘りとか人手が必要なときに手

伝ってくれる家族が、大人がそれ以外も3人。結構、娘さん、息子さん家族が近隣にいますので、結構。鈴木ヒデユキさん、智子さんちは夫婦で2人です。

○6番鈴木智子委員 細々。

○須賀 勤委員 ぶどう工房で……。

○事務局 農業法人で、ちょっとここ以外にも、長瀬以外にも……

○議長 相当でかいんだ。

○事務局 秩父と飯能のほうにもネギとか野菜やっていて……

○議長 かなり社員抱えていると。

○事務局 やっぱり雇うなら正社員で雇いたいという意向はあるんですが、勤務地が離れちゃうので、ブドウの時期だけでもいいというのと、それだとやっぱり何か向こうとしてもあれなので、そういうところでやっぱりなかなか人が見つからないというのは言っていましたね。ただ、周りの土地も拡大意向というところで、この間地権者さんが来て近隣の土地の方とも話していたので、その確保ができ次第、周りプラス5,000ぐらいとかはすぐ集約はできるのかなという感じですね。

○議長 ぶどう工房は化ける可能性がかなりある。いい人が見つければね。

○10番松本高正委員 いいですか。

○事務局 はい。

○10番松本高正委員 赤い枠の中は今後検討していくというふうに書いてあるけれども、どっちかな。やめるほうなのか、やり始めるのか。

○事務局 どちらかというと、赤にしているのはやっぱり自分でもうやれないから手放したいという意向が多いです。

○10番松本高正委員 そっちの検討ですね。

○事務局 そっち。ただ、できれば農地としてそういう人がいれば使ってもらいたい。担い手の方が周りを拡大するならすぐ出せるよというところなんですけれども……

○9番齊藤喜久夫委員 できればだよ。

○事務局 そう。ただ、受け手がやっぱり少ないのと、今現状維持って言われているところが多いのでやっぱり難しいのかなというところで、こういうような書き方にしています。

○10番松本高正委員 これだけ具体的にこういう公図が出ていると、近所の場合はこういうふうにはっきり分かるけれども、ほかのところでもこれは対象地になっているからやるんでしょうけれども、これ以外は相当もう山林化していたり雑草化していたりしているところが

多いから、この検討というのが本当にどっちを向いているのかなと。

○事務局 ただ、井戸に関しては、結構やっぱり農家、農業をしている人が多かったり、あとは観光地でもあるので、耕作放棄地はあるんですけども、そこまで、何か周りの目もやっぱり厳しいので、結構町内にいる人は管理しているのかなという印象ですね。

○10番松本高正委員 ありがとうございます。

○事務局長 全国的にいて、これやると、年度末にはみんないろんな市町村で発表されるので、こんなところはこんなことをやっているんだとか出ると思います。秩父も全部じゃない。

○事務局 けれども、かなりの数は多分公表する。本来は青地というか、農振地域がある場所は全部を網羅しなきゃいけないんですけども、ちょっと長瀬は農振地域の計画も見直しがなかなかできてなくて、もう青地自体が点在して、宅地の真ん中にぽつんと入っていたりもあるので、ちょっと全地区を網羅するのは厳しいというところで、まずはせめて1地区でも公表というところで、担い手もいてというところで井戸地区を今回選定させていただいたんですけども、補助金の絡みもあって、こういう計画に位置づけられていないと補助金がもらえないという農業者が出てきた場合は、ちょっとこちらでそれでエントリーできないのは申し訳ないので、こういう計画は今後見直しだったりつくっていく予定にはなるんですけども、ひとまずは井戸地区のみで今年は公表となります。

○9番齊藤喜久夫委員 公表するとなると、よく見せようとする報告だけされても、ほかのところがよくて、長瀬はすごい衰退しているような報告だとみっともないじゃないですか。そうすると、よくしようという報告だけをされても、結局実にならないと、この検討がどんどん水面下でもう動いていく可能性があるから、正直に現状を把握していただいて、それを全体的に見ていかないと、長瀬としてはもう高齢化だし、担い手はいないし、土地も狭いし、広いところはないしというようなあまりいい条件がないんだけど、担い手のうまくその活用してくれる人が見つければ。でも、たればは期待できないじゃないですか。

○議長 当然、最後は人の問題ですよ。担い手がいるところは手がかけられるだね。

○事務局 なので、大分これはそこまで、本当現実的なところまでの公表というところで、あんまりそんなにきれいにし過ぎていないと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 背伸びはしていないと。

○事務局 はい。背伸びは全然していないと思います。中山間地域でこういう計画を求めること自体がというのは秩父地域でもやっぱり意見が出ているので、国にもこういう現状を知っ

てもらって、これが精いっぱいですというのは示せるように、あんまりそんなに背伸びはし
たくなかったのです。

○議長 あんまり格好つけても。

○事務局 そうなんです。なので、地に足をつけた計画というか、そんな計画を目指して、
一応案なんですけれども、つくりました。

○9番齊藤喜久夫委員 手続の煩雑さとか長期化というのは、もっと簡素化して手続をもっと
短くしないと、はい、使います、じゃ半年待ってください、1年待ってくださいという形に
なると、もうやる気をそがれるというか……

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 季節が変わったりしたり、災害があったりすると、もうどんどんなく
なってくるじゃないですか。やっぱりスピード化というのも、こういう世の中なんだからも
っと早くというか、して……。

○事務局 おっしゃるとおり。

○9番齊藤喜久夫委員 農業委員会もあんまりやられても困るんだけど、1か月に1回だ
し、申請は半年に1回だし、待っている間には、時間があればあったほうがいい人もいるか
もしれないけれども、早くやりたいという人も、声を上げてくれる人は早くやりたいじゃな
いですか。

○事務局 そうですね。

○9番齊藤喜久夫委員 あるいは、声を上げているうちに、熱いうちに提供してやったほうが
進みが早いじゃないですか。だから、そういう手伝いというか、ところが改善できれば。

○事務局 ちょっとどこか、そうですね。農地のことでかける場所があれば、ちょっと町の支
援として付け足して検討したいと思います。

○議長 ほかに質疑や意見はございませんか。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。これ10年に1回見直している、一応。

○事務局 はい。それ5年かと思ったんですけども、県が10年と言ったので、15年目標に。

○9番齊藤喜久夫委員 10年だと大分長いんじゃないかなみたいな。質問が出た赤枠の意思表
示がない方については、積極的に中間管理機構へのつなぐを考えていくとか、ある程度そ
ういう誘導策というか、行政としての誘導策みたいなものを、地権者の意向が何といっても
一番だと思いますけれども、行政として、町として、ここの地域については担い手をほかか
ら導入してでも成立させようとか、そういうちょっと一歩踏み込んだ感じのところも見据え

てね。言うのは簡単なんだけれども、やっていったほうがいいのかなというふうに感じたんですけれども。

ただ、実際問題、この大半の人が赤枠で、自給自足といったらおかしいですけれども、自分ちの野菜は自分で食べるぐらいの規模の人だと思うんですよね。基盤整備の関係も載っていましたが、そういう中で基盤整備なんか今の段階ではとても言い出せる範囲ではないだろうし、そういうことも考えると、長瀬という環境の中でこういうところがあるということはある意味誇りなんですけれども、その中で誘導をこっちのほうに持てきたいみたいなところも入れられたらいいなって単純に考えたんです。意見にならないで申し訳ないですけれども。

○事務局 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

はい。

○須賀 勤委員 1点目は、たぶん農業委員さんなんですけれども、地主さんも貸してすぐ離農するんじゃないくて、そこへパート的みたいな感じで一緒に共同で働けるようになれば、経営事業体も割とそれで広めていって人材を地元で集めていくという傾向も出てくる。そんなすぐやれや、入れやとやられても集めて終わりなので、地主さんももう少し、すぐやめちゃうんじゃないくて、少し経営に協力してくれたりすることも改正すればおもしろいんじゃないかなと私は思います。今現在作っている人はすぐ離れちゃうわけじゃない。実際にはもう間伐すらもできないというところですね。

○事務局 逆に、農業法人の場合、ブドウなので結構棚とか上物が必要で、実際それを資材費も高騰しているんで、やっぱり20年とかの契約にしないと元取れないという話をされていて、そうなっちゃうと逆に地主さんが20年じゃなくてちょっと考えちゃうような話も出ていたんで、ちょっとそういうところも使ってほしいけれども、そんなに縛りがあるんだとというのも生まれてきたので、そこは何かうまく折り合いがつかないとなというのは。

(発言する者なし)

○議長 今少しお話が出た中で、意見としてまとめられるのはある。

○事務局 農地のところですよ。ただ、ここに一応目標として中間管理機構を活用してとは表上入れたんですけれども、実際その中間管理機構自体が今機能していなくて、預けられないんですよ。こういう貸したい意向が、地権者から貸し出したいよという意向が来ていますといっても、長瀬ってやっぱり条件が悪いというのも理由にはなるんですけれども、まず

受けてみて、中間管理機構で借り手を探しますというサイクルができていなくて、見つけないと……。

○ 9 番 齊藤喜久夫委員 一緒だったらオーケーだけれども。

○ 事務局 そうなんですよ。

○ 9 番 齊藤喜久夫委員 だから、自分の借りたい先は自分で見つけろって……。

○ 事務局 なので、町でちょっと情報をためておいて……。

○ 9 番 齊藤喜久夫委員 そこじゃなくて、要は行政のほうで、長瀬町のところで何かできないかなという、難しいと思いますけれども。

○ 事務局 そうですよ。

○ 10 番 松本高正委員 この間新聞に出ていた放棄農地を自治体で受けてくれるということはあるんですか。

○ 事務局 基本的にはない。

○ 9 番 齊藤喜久夫委員 金取ってみんな取るやつ。

○ 10 番 松本高正委員 あんなのが、だって、あれだけ見ると、放棄すればみんな自治体受け取ってくれそうな受け取り方ですよ、あれ。どこでもやっているみたい、どこでもできるみたいな。

○ 議長 制度上はできるんですよ。ただ、運用面で相当ハードルが高いですから。

○ 9 番 齊藤喜久夫委員 金出して受けてもらう。書いてあるからね。

○ 事務局 国庫帰属ですか。

○ 事務局 国庫帰属制度という制度自体はあるにはあるんですけども、そちらの制度としては一応国のほうも見切り発車というところも少しあったみたいなんですけれども、お金を払った上で財産も失うという制度で、あまり問合せないことを想定していたみたいなんです、国としても。ですけれども、ウン100万円払ってでも財産を処分したいという方の問合せが結構進んでいるみたいで、ちょっと今いろいろ対応を考えているそうです。長瀬町のほうでも国庫帰属利用された方がいらっしやいまして、この国庫正式もう国の所有のものにはなっている農地があるんですけども、この土地どうするんですかと国のほうに聞いたところ、検討中と。なので……

○ 事務局 取りあえずお金もらったけれども、今後どのように、何か売りに出すとかそういったことを含めて全て検討中ということです。

○ 10 番 松本高正委員 空き家リフォームと同じだね。

○事務局　そうですね。

○10番松本高正委員　空いていればいいではなくて。

○事務局　そうですね。

○10番松本高正委員　住める空き家ならいいけれども……

○事務局　そういうことですね。

○10番松本高正委員　住めない空き家は受け取りませんと。

○議長　さっきの農地中間管理と似たり寄ったりですね。買い手がいれば買いますという。そんな具合ですよたぶん。

○事務局　そうですね。相当な金額を取るみたいなので、ケース・バイ・ケースで、筆当たりと、あと面積当たりで。長瀬であったのは、ちょっと面積すぐ出ないんですけれども、数百万円ということは……。10年ですね。

○事務局　10年管理を買っている。

○須賀　勤委員　だから、草刈で、最低でも草刈りだけは。

○事務局　そうですね。

○須賀　勤委員　人を雇うだけで金いるから。

○事務局　そういうことですね。草刈りなども、どのようにしていくかというのがまだ分からないみたいなんです。地元のシルバーに頼むのかとか、そういったもの、多分そういうことはできないという話はしてはいたんですけれども、どのように管理をしていくかというのも検討中と。

○10番松本高正委員　シルバー、年寄りだから。

○事務局　うち、シルバーにいきなり頼まれても多分できないと思いますよって言ったら、ちょっとそこは国で考えますという。

○議長　最終的には町に委託する。

○事務局　私もそう思います。

○議長　ずっとお話が出た中で、野原さんのほうにやってもらえるものがあればしますけれども、なければ質問だけということにしたいと思います。

○事務局　ほかのところも、「意見なし」だけれども、ちょっとこういうところは気になったので、行政のほうで検討してくださいみたいな回答の仕方のところもあったので、ちょっとさっき言われたところはもう一回確認してみて、何か組み込めれば。

○議長　じゃ、野原さんのほうにお任せします。

○事務局 すみません。ちょっと私も調整させていただきます。

○議長 それでは、野原さんにお任せということで、ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

それでは、以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございます。25日がちょうどお休みということですので、24日金曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、1月24日金曜日、午後1時30分からいたします。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局 すみません。許可状況なんですけれども、先月は4条、5条なかったんですけれども、すみません。ちょっと皆様覚えていらっしゃる方も多いと思うんですけれども、4月に進達を行って、3月の農業委員会でありました株式会社フクシア……

(「しあわせの森」と呼ぶ者あり)

○事務局 しあわせの森の駐車場の件なんですけれども、こちらのほうが審査の過程ですずっと保留にはなっていたんですね。保留になっていた経緯といたしますと、今駐車場や資材置場についての審査が大変厳しくなっております。転用が終わった後、完了届などを出して対応はしているんですけれども、それを3年間半年ずつやってくださいなど、すごく審査が厳しくなっておりまして、2か月前か、南須原医院の関係の駐車場もあったと思うんですけれども、そちらのほうも今保留にはなっております。今そういった状況で、駐車場、要は駐車場というのは更地じゃないですか。更地に関して少しよくない業者などが駐車場や資材置場で使うよって言って転用をかけた後に何か大きいお家造っちゃったとか、そういった案件がすごく全国的に続いたこともありまして、農業委員会通った後ではあるんですけれども、県の審査ですごく追加の書類、本当にこの面積必要ですかとか、そういった審査が大変厳しくなっております。そちらのフクシアにつきましては、ほとんど1年近くかかってしまったんですけれども、明日の26日でやっと許可となる連絡がありました。

以上となります。

あと、回覧で回させていただいたんですけれども、サツマイモ掘りで長瀬幼稚園のほうからお礼の手紙があつて、こんなかわいいカレンダーがありましたので、ちょっとこちら役場のほうに飾らせていただきます。お願いします。

あと、回覧させてもらっているんですけれども、会計報告、先月視察研修会大変ありがとうございました。会計報告のほうを回させていただきましたので、よろしくお願いします。

あとは、ちょっと終了後に何件か。

○議長 これは。

○事務局 その後に、1回切ってからで。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 それでは、これをもちまして令和6年第12回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時28分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年12月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 野 原 重 信

署名委員 島 田 暁